

## (8) 関係機関との連携

### 事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

#### (中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

#### (中期計画)

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、本社、支社及び局の利水者対応窓口機能の強化を図る(再掲)ほか、次に掲げる事項を実施する。

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合を決定等する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

#### (年度計画)

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、機構発足に併せて、本社に利水者サービス課を、中部支社、関西支社、吉野川局及び筑後川局に各々利水者サービス担当課を設置する(再掲)ことにより、利水者対応窓口機能の強化を図るほか、次に掲げる事項を実施する。

施設管理規程の変更に伴う費用負担割合等の変更を行う場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

#### (年度計画における目標設定の考え方)

業務運営に関する適切な情報提供等を行い、関係機関と積極的な連携を図るため、本社及び支社・局の利水者対応機能の強化を図ることとした。

また、平成15年度に用途間転用に伴う施設管理規程の変更を行うことが予定された事業、事業費の変更を行う事業について、費用負担者及び関係機関に対して、必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めることとした。

#### (平成15年度における取組み)

事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

##### 1. 利水者対応窓口の設置とその周知

(1) 利水者サービス担当課

平成15年10月の水資源機構発足に併せて、本社、中部支社及び関西支社に利水者サービス課を設置した。また、吉野川局及び筑後川局には企画調整課を設置し、利水者サービス担当課とした。

(2) 利水者窓口の明確化

水資源機構発足直後の10月～11月にかけて、都府県の関係部署や利水者に対し水資源機構の制度概要、負担金制度、中期計画等に関する説明会を実施し、利水者サービス担当課の周知を行い、利水者窓口の明確化を行った。

表-1 利水者説明会一覧

本社（関東支社）		中部支社	
茨城県及び県内利水者	10月21日	愛知・静岡県内利水者	11月10日
栃木県及び県内利水者	10月23日	岐阜県及び県内利水者	11月11日
群馬県及び県内利水者	10月27日	三重県	11月12日
埼玉県	10月29日	愛知県及び愛知・三重県	11月14日
東京電力(株)	11月4日	内利水者	
東京都	11月7日	静岡県	11月25日
千葉県及び県内利水者	11月10日	中部電力(株)、関西電力	11月28日
電源開発(株)	11月14日	(株)、電源開発(株)	
埼玉県内利水者	11月17日	関西支社	
吉野川局		大阪府・兵庫県及び府	11月12日
徳島県	10月28日	県内利水者	
香川県及び県内利水者	10月30日	奈良県及び県内利水者	11月17日
四国電力(株)、電源開発(株)	10月31日	京都府	11月20日
香川県内利水者	11月4日	筑後川局	
愛媛県	11月5日	福岡県	11月11日
高知県及び県内利水者	11月6日	佐賀県及び県内利水者	11月12日
		大分県	11月13日
		福岡・佐賀県内利水者	11月14日
		福岡・佐賀県内利水者	11月20日

(3) 広報誌による窓口紹介

当機構の広報誌（水とともに）において、利水者及びお客様の窓口紹介を行った。

平成16年1月号：本社、2月号：中部支社及び関西支社、3月号：吉野川局及び筑後川局

< 利水者対応の事例 >

問い合わせへの対応

- ・ 上記の説明会において全国の利水者から出された質問とその回答をQ - A集にまとめ、全利水者に配布した。
- ・ 各利水者からの各種問合せに対して、関係部署と調整して資料を作成し、説明を行った。



(要請内容)

- ・4月は人事異動があることや事務が複雑な時期であるため、前期の支払い時期を遅らせて欲しい。
- ・管理費の大幅な不用が見込まれるときに、後期の負担金を減ずることが可能となる時期に、後期の支払時期を遅らせて欲しい。  
\*このためには、後期負担金の徴収時期は、管理業務の実施計画の変更(1月)以降とする必要がある。

事業説明時期の見直し

これまで翌年度の予算要求について、要求額が確定した後に利水者への説明を行っていた事業が数多くあり、利水者の意見が反映できる時期に説明を行うようにとの要望も寄せられていた。このため、各利水者の意向を調査し、利水者の意向に沿った時期に事業説明を実施するよう改善を図った。

<事例>

- ・関東管内ダム系の管理業務についての予算要求説明は、これまで要求内容確定後の7月～8月頃に実施していたが、要求内容を検討している時期(4月～6月予定)に変更した。
- ・中部管内水路系事業(愛知用水・豊川用水・木曾川用水・長良導水・三重用水)の定例会議は、これまで当年度の6月～7月に実施していたが、前年度の1月～2月及び5月末に開催(5月末は幹事会のみ)することとした。

建設事業に係る割賦負担金の繰上償還要望への対応

昨今の低金利や利水者の財政状況や水道コストの面から割賦負担金の繰上償還の要望や、総務省が創設する地方債を繰上償還財源とする制度について、関心を示す利水者が増えつつあり、これらに関する問合せに対して情報提供と説明を行った。

その他の利水者対応

- ・都市用水利水者との連絡会を発足(筑後川局)
- ・概算要求決定後に各利水者ごとの負担金額を算出して連絡
- ・償還予定額の試算

## 2. 施設管理規程の変更等に係る情報提供、調整

独法化により主務大臣からの施設管理方針の指示がなくなり、当機構が主体となって関係機関及び利水者等と調整し、施設管理規程の変更を行った。

(1) 利根中央用水事業に伴う用途間転用(利根大堰等に関する施設管理規程の変更)

概要

利根中央用水事業は、利根導水路建設事業で整備した合口連絡水路(埼玉用水路及び邑楽用水路)と、埼玉用水路から分岐している葛西用水路の上流部について改修を行い、国営利根中央農業水利事業(農水省)や関連末端整備事業(埼玉県)と相まって、この地域の用水系統の再編成や水利施設の整備を行ったものである。

これらの事業によって合理化された農業用水を水道用水に転用することに伴い、利根大堰等に関する施設管理規程の変更を行ったものである。

農業用水	77.006m <sup>3</sup> /s	72.113m <sup>3</sup> /s	(-4.893m <sup>3</sup> /s)
埼玉県水道用水	11.694m <sup>3</sup> /s	13.493m <sup>3</sup> /s	(+1.799m <sup>3</sup> /s)
東京都水道用水	17.159m <sup>3</sup> /s	17.358m <sup>3</sup> /s	(+0.199m <sup>3</sup> /s)

主な対応内容

1) 利根大堰等に関する施設管理規程の変更内容の説明・調整

- ア) 取水量及び導水量の変更
- イ) 農業用水に係る受益面積の変更
- ウ) 管理費用負担割合の変更

2) 建設費補助金及び利水者の建設費負担金の調整

関係機関との調整

この水利転用に伴う施設管理規程の変更等に当たっての関係機関は次のとおりであり、これら関係機関に対して、延べ47日の説明及び調整を行った。

表-2 利根大堰等の施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	農林水産省・国土交通省
関係省	総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省
関係都県	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
利水者	水道用水：東京都・埼玉県・群馬県 工業用水：埼玉県 農業用水：見沼代用水土地改良区・葛西用水路土地改良区 羽生領島中領用排水路土地改良区 埼玉県北川辺領土地改良区 利根加用水土地改良区・邑楽土地改良区

施設管理規程の変更手続き等

- ・施設管理規程の変更の認可 平成16年 2月10日
- ・建設負担金の調整に係る協定の締結 平成16年 2月～3月
- ・補助金適化法（昭和30年法律第179号）に基づく  
使用目的変更の承認 平成16年 3月24日

(2) 琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設及び淀川大堰に関する各施設管理規程の変更(大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴う整理)

変更の趣旨

大阪臨海工業用水道企業団（構成団体：大阪府及び大阪市）が、社会経済状況の変化により平成15年度末をもって解散することに伴い、同企業団が琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設及び淀川大堰の3施設で確保していた水量等について、調整の結果、次のとおり整理することとなり、必要な施設管理規程の変更等を行ったものである。

琵琶湖開発施設	1.137m <sup>3</sup> /s	大阪府水道用水に転用（暫定的措置）
正蓮寺川利水施設	0.333m <sup>3</sup> /s	大阪府水道用水に転用（暫定的措置）
淀川大堰	0.38 m <sup>3</sup> /s	河川維持用水として河川還元

主な対応内容

- 1) 施設管理規程の変更（琵琶湖開発施設・正蓮寺川利水施設・淀川大堰）内容の説明・調整
  - ア) 取水量及び導水量の変更
  - イ) 管理費用負担割合の変更
- 2) 建設費補助金及び利水者の建設費負担金の調整
- 3) 淀川大堰等の管理に関する協定の変更内容の説明・調整

関係機関との調整状況

この水利転用に伴う施設管理規程の変更等に当たっての関係機関は次のとおりであり、これら関係機関に対して、延べ31日の説明及び調整を行った。

1) 琵琶湖開発施設

表-3 琵琶湖開発施設の施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省 関係省 関係府県 利水者	国土交通省 総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 水道用水：大阪府・大阪市・守口市・枚方市・尼崎市・西宮市 伊丹市・阪神水道企業団 工業用水：大阪府・(大阪臨海工業用水道企業団)・神戸市 尼崎市・西宮市・伊丹市
---------------------------	--

2) 正蓮寺川利水施設

表-4 正蓮寺川利水施設の施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省 関係省 関係府県 利水者	正蓮寺川分水施設：厚生労働省・経済産業省・国土交通省 工業用水導水施設：厚生労働省・経済産業省 総務省・財務省 三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 水道用水：大阪府・大阪市・枚方市・守口市 阪神水道企業団・尼崎市 工業用水：大阪府・大阪市・(大阪臨海工業用水道企業団) 神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市
---------------------------	---

3) 淀川大堰

表-5 淀川大堰の施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省 関係省 関係府県 利水者	国土交通省 総務省・財務省・厚生労働省・経済産業省 三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 水道用水：大阪府・大阪市・阪神水道企業団 工業用水：大阪府・(大阪臨海工業用水道企業団) 大阪市・尼崎市・神戸市
---------------------------	---

施設管理規程の変更手続き等

・施設管理規程の変更の認可	平成16年 3月30日
・建設負担金の調整に係る協定書締結	平成16年 3月18日
・補助金適化法に基づく使用目的変更の承認	平成16年 3月24日
・淀川大堰等の管理に関する協定の変更	平成16年 4月 1日

(3) 洪水警戒体制の発令基準の見直し等による施設管理規程の変更

発展の目覚ましい情報通信技術等を活用しながら、より安全に、効率的に、しかも社会情勢の変化に応じてダムを管理・運用していくことが求められていること及び近年の異常とも思われる集中豪雨の増加に伴い、洪水調節操作の前提としている計画規模を超過する洪水の発生が相次いでいることから、国土交通省河川局長通知を受けて、当機構の管理するダムについても操作規則等の点検を行ってきた。

この点検結果を踏まえて、気象台による注意報等の発令に係る地域区分の細分化に対応する（例えば、「群馬県内の降雨に関する注意報・・・」とあったものを「群馬県の水上北毛の降雨に関する注意報・・・」に変更）とともに、洪水調節のための操作等に関する記述を整理（例えば、予備放流時における放流量の限量を明記）することにより、安全で確実なダム操作を図ることと併せて、ダム操作の内容を明確化するため、国土交通省との調整、都府県等への説明を行い、管理ダムのうち16ダムの施設管理規程等の変更を行った。

事業実施計画の変更等に係る情報提供、調整

1. 滝沢ダム建設事業の事業費変更

(1) 事業費変更

滝沢ダムは、平成10年度の事業実施方針の変更（第一回変更）において、公共補償協定の締結や埼玉県が発電参画等を受けて総事業費を2,100億円、予定工期を平成19年度として変更した。

今回、ダム本体関連工事や付替道路関連工事の進捗により変更内容が確定したこと、地滑り対策工の計画やコスト縮減計画等の内容が確定したこと等に併い、事業費を2,320億円（増額220億円）へ変更するものである。なお、予定工期については変更はない。

(2) 事業費の主な変更内容

表-6 滝沢ダム事業費の主な変更内容

変更要因	変更項目	変更額（億円）
工事関連	ダム本体関連の変更	181
	地すべり対策の変更	112
	管理設備の変更	6
環境・安全対策	補償関連の変更	35
	環境調査等の変更	18
事務費等	事務費等の変更	27
物価の変化による変更		159
合 計		220

(3) 関係機関との調整状況

平成15年11月から平成16年3月までの間において、関係する埼玉県、東京都及び関係利水者等に対して事業費の変更内容を説明した。説明会は平成15年度に合計5回開催するとともに、関係都県等からの事業費変更に対する合計約60問の質問に対して随時回答及び説明会等を実施した。また、変更内容について、ホームページに掲載し、情報公開に努めた。これらの説明等で事業費変更について関係機関の了解を得た。

〔主な経緯〕

- ・平成15年11月20日  
滝沢ダム建設事業に係る事業費変更について、記者発表(変更事業費2,320億円)
- ・平成15年11月20日  
関東地方整備局事業評価監視委員会において「事業費及び事業継続」の対応方針了承。
- ・平成16年2月4日  
埼玉県の「ハツ場ダム等の建設に関する基本計画変更に関わる懇話会」において、滝沢ダムの事業費変更について了承。



図-2 新聞記事掲載(平成16年2月5日 日刊建設工業新聞)

(4) 事業実施計画変更手続き等

事業費の了解を得たことから埼玉県及び東京都に対して「滝沢ダム事業実施計画変更」の事前説明を実施した。今後、変更手続を実施していく予定とし、3月19日に埼玉県、同月29日に東京都への説明を行った。

## 2. 徳山ダム建設事業の事業費変更

### (1) 事業費変更

徳山ダムは、昭和63年の事業実施方針（第一回変更）で事業費を2,540億円、事業工期を平成12年度としていた。その後平成9年度の事業実施方針（第二回変更）で、利水計画及び工期（平成19年度まで）の変更を行った。

今回、ダム本体及び洪水吐き工事に着手したこと、付替道路ルートが確定したこと、山林公有地化の事業計画がほぼ確定したこと、コスト縮減計画がほぼ確定したこと等から事業費の変更を行うものである。

事業費については、関係縣市等の協議等を踏まえるとともに、水資源機構として今後更なるコスト縮減に取り組むことで、事業費を3,500億円（増額960億円）として変更を行うものとした。なお、予定工期については変更はない。

### (2) 事業費の主な変更内容

表-7 徳山ダム事業費の主な変更内容

変更要因	変更項目	変更額（億円）
環境・安全対策	環境保全など社会的要請	204
	設計基準改訂等に伴う変更	95
工事・補償関係	設計・施工計画の変更	152
	補償に関わる変更	98
社会経済的要因	物価の変化による変更	241
	消費税の導入による変更	85
事務費	事務費の変更	85
合計		960

### (3) 関係機関との調整状況

徳山ダムの事業費については、平成15年8月、2,540億円を1,010億円増額し、3,550億円とする変更内容を、関係する岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び電力事業者に対して説明するとともに公表を行ったが、これに対し多くの厳しい意見をいただいた。「もっと早い時期に概算の事業費くらいは示すことができなかったのか」、「中部国際空港株式会社が徹底したコスト縮減を敢行して総事業費を約1,200億円も削減している。水資源機構は独立行政法人に移行したがもっと増額事業費を削減できないのか」、「コスト意識が希薄ではないか」等が主な意見であった。これに対し、当機構は、「何度も変更することのないよう精度を上げた積算を行っていたため説明が遅れたこと」、「従来の事業費に対し320億円、更に48億円のコスト縮減を行った上で1,010億円の増額が必要なこと」等を説明したが、その時点その時点で可能な限り情報を提供する努力と詳細な状況を説明できなかったことについては、当機構として大きな反省点であった。

事業費変更に関する説明会は平成15年度に合計62回開催するとともに、関係県、市、電力事業者等からの事業変更に対する合計約500問に上る質問に対して随時回答及び説明会等を実施した。また、11月30日には、中部地方整備局事業評価監視委員会において当機構理事長から、水資源機構としてさらに50億円の縮減を図ること、ダム等の専門

家（第三者）から成る「コスト縮減委員会」並びに中部地方整備局及び関係3県1市で組織する「事業費管理検討会」を設置し、残事業費の執行に関する更なるコスト縮減努力と事業費執行状況の説明を行っていくことを説明し、了解を得た。これら変更内容や質問に対する回答は、ホームページに掲載し、情報公開にも努めた。

この結果、岐阜県からは、平成15年12月変更事業費を受け入れることを表明していたが、引き続き他の関係県市について、計画変更と併せて説明を行っている。

表-8 平成15年度説明会開催状況（徳山ダム事業費変更関係）

関係機関	月	8	9	10	11	12	1	2	3
岐阜県		2	4	6	2	2			
愛知県		2		3	8	4	1	2	2
三重県		2	1	3	3	3	1		
名古屋市		2		4	8	4	1		
中部電力・電源開発		2	3	3	1	1			

注) 三県一市合同説明会も含む。

〔主な経緯〕

- ・平成15年8月8日  
徳山ダム建設事業に係る事業費変更について記者発表(変更事業費3,550億円)
- ・平成15年10月9日  
中部地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第2回)において、変更事業費3,550億円提示。
- ・平成15年11月30日  
中部地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第3回)において、関係機関との協議や今後更なるコスト縮減に取り組むこと等を留意点とし、変更事業費3,500億円(増額960億円)を基本的に了承された。
- ・平成15年12月10日  
岐阜県知事変更事業費を受け入れることを表明。

平成15年12月1日(月) 中日新聞(東海版) 7面

中日新聞 2003年(平成15)12月11日(木曜日) 1



図-3 新聞記事掲載（平成15年12月1日及び11日 中日新聞）



従来計画

新計画

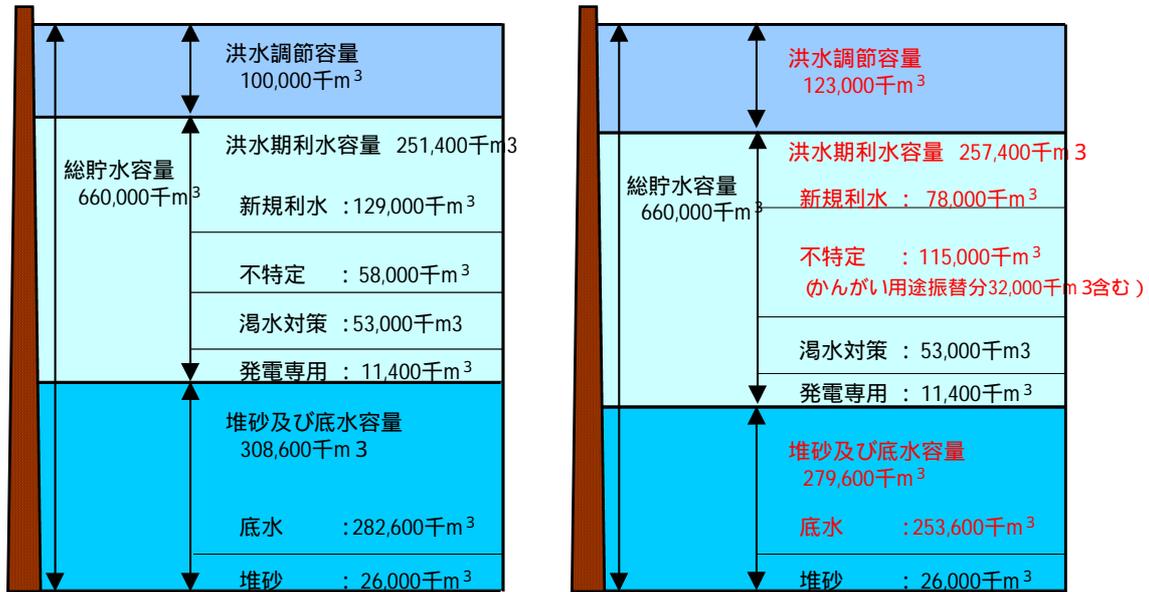


図-4 徳山ダム容量配分図



図-5 新聞記事掲載 (平成16年4月30日 中日新聞)

## 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

全利水者に対する説明会の実施等により利水者対応窓口について、各利水者に周知することが出来た。この窓口課を通じて、利水者への適切な情報提供を行い、問合せ等に丁寧に対応すること、また、適切な役割分担の下で業務を進めることによって、利水者をはじめとする関係機関との連携を図り、効率的な業務の実施を図ることが出来ると考えている。

また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定、事業費の変更等に当たっては、平成15年度と同様に費用負担者及び関係機関に対して、必要な情報の提供を行い円滑な調整に努めることとしている。

なお、徳山ダムの事業費変更に伴い、関係機関との十分な連携がなされなかった点を反省し、今後は積極的な情報提供と関係機関との円滑な調整を図ることとした。

これらの取組みを引き続き行うことにより、中期計画に掲げる関係機関との連携（事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整）については、本中期計画期間中、着実に達成できると考えている。

## **( 8 ) 関係機関との連携 利水者説明会の実施**

### **( 中期目標 )**

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

### **( 中期計画 )**

利水者に対して、個別事業の年間計画策定時等、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うため、年 1 回以上説明会を実施する。

### **( 年度計画 )**

利水者に対して、今年度の個別事業の年間計画策定時及び来年度の予算要求時において、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うための説明会を平成15年度上半期に実施した。(実施済み)

## **今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成 1 6 年度以降も引き続き実施する。

## **(8) 関係機関との連携 ダム等施設管理業務説明会の実施**

### **(中期目標)**

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

### **(中期計画)**

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等について、年1回以上説明会を実施する。

### **(年度計画)**

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等についての説明会を平成15年度上半期に実施した。(実施済み)

## **今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成16年度以降も引き続き実施する。

**(8) 関係機関との連携  
用水路等施設管理業務の協議会等の実施**

**(中期目標)**

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

**(中期計画)**

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うため、年1回以上協議会等を開催する。

**(年度計画)**

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うための協議会等を平成15年度上半期に実施した。(実施済み)

**今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成16年度以降も引き続き実施する。

## (8) 関係機関との連携

### 危機的状況時における関係機関との積極的な連携

#### (中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

#### (中期計画)

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

#### (年度計画)

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

#### (年度計画における目標設定の考え方)

施設管理を通じてダム等の水源地域や、水路等施設の周辺地域への情報提供及び必要な打合せを行い、地域の関係機関との連携を深めていくこととした。また、必要な打合せを実施して危機的状況時における協力関係等を構築して行くこととした。

#### (平成15年度における取組み)

##### 危機的状況時における関係機関との積極的な連携

平成15年度は管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、年間延べ242回の打合せ等を実施した。

##### < 情報提供の事例 >

- ・ 防災情報の提供
- ・ ダムの水管理情報提供
- ・ 地震時のダムの安全性に関する情報の提供（岩屋ダム）
- ・ 水質情報の提供（日吉ダム、阿木川ダム）

##### < 打合せの事例 >

- ・ ハザードマップ作成のため、洪水浸水予想図を地元自治体や住民に説明（草木ダム）
- ・ 水防関係打合せ（利根川河口堰、千葉用水、池田ダム）
- ・ 水質事故時の対応打合せ（霞ヶ浦用水、利根導水、香川用水、筑後川下流、一庫ダム）

これらの情報提供や打合せを行うことにより、関係機関との信頼関係を醸成するとともに、連携の強化に努めた。

### 危機的状況時の協力関係等の構築

様々な情報提供や、打合せを実施することにより関係機関との連携を図る中で、危機的状況時における協力関係の構築が図られている。

- ・危機的状況時における関係機関との連絡体制の確立
- ・自治体によるハザードマップの作成と地域住民への周知
- ・洪水に備えた水防訓練の実施
- ・大規模な水質事故を想定して関係 2 県及び 18 市町村の合同による情報伝達訓練の実施（群馬用水）

#### < 取組み事例 草木ダム洪水浸水予想図説明会 >

平成 13 年 9 月に但し書き操作（計画を上回る洪水が発生した際に行うダムの操作）を実施した草木ダムでは、ダム下流地域の洪水被害防除のため、洪水時の浸水予想図を作成した。これを地元自治体及び下流 3 地区の住民に示し、延べ 15 回にわたり説明を行い、計画を越える規模の洪水発生時の安全な避難を呼びかけた。さらに、自治体にはこれを基に避難場所等を示すハザードマップの作成をお願いした。この取組みにより、ダム下流地域住民の洪水時に対する危機意識の高揚が図られたとともに、危機的状況時における連絡体制や協力関係の構築が図られた。



写真-1 洪水浸水予想図説明会風景

### 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成 15 年度は、防災情報や水質に関する情報など、様々な情報提供や打合せを関係機関と実施した。こうした情報提供等を行い、危機的状況時における関係機関との連携を図ることにより、中期計画に掲げる関係機関との連携（危機的状況時における関係機関との積極的な連携）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

## (8) 関係機関との連携

### 用途間転用等関係機関との円滑な調整

#### (中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

#### (中期計画)

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

#### (年度計画)

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

#### (年度計画における目標設定の考え方)

用途間転用等水資源の利用の合理化が見込まれる施設について、積極的に関係機関との円滑な調整を図ることとした。

#### (平成15年度における取組み)

##### 用途間転用等関係機関との円滑な調整

2(8) 事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整(P.138)の項に詳細を掲載。

#### 1. 利根中央用水事業に伴う用途間転用(利根大堰等に関する施設管理規程の変更)

##### (1) 概要

利根中央用水事業は、利根導水路建設事業で整備した合口連絡水路(埼玉用水路及び邑楽用水路)と、埼玉用水路から分岐している葛西用水路の上流部について改修を行い、国営利根中央農業水利事業(農水省)や関連末端整備事業(埼玉県)とあいまって、この地域の用水系統の再編成や水利施設の整備を行ったものである。

これらの事業によって合理化された農業用水を水道用水に転用することに伴い、利根大堰等に関する施設管理規程の変更を行ったものである。

農業用水	77.006m <sup>3</sup> /s	72.113m <sup>3</sup> /s	(-4.893m <sup>3</sup> /s)
埼玉県水道用水	11.694m <sup>3</sup> /s	13.493m <sup>3</sup> /s	(+1.799m <sup>3</sup> /s)
東京都水道用水	17.159m <sup>3</sup> /s	17.358m <sup>3</sup> /s	(+0.199m <sup>3</sup> /s)

##### (2) 施設管理規程の変更手続き等

- ・施設管理規程の変更の認可 平成16年 2月10日
- ・建設負担金の調整に係る協定の締結 平成16年 2月~3月

## 2. 琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設及び淀川大堰に関する各施設管理規程の変更（大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴う整理）

### （1）概要

大阪臨海工業用水道企業団（構成団体：大阪府及び大阪市）が、社会経済状況の変化により平成15年度末をもって解散することに伴い、同企業団が琵琶湖開発施設、正蓮寺川利水施設及び淀川大堰の3施設で確保していた水量等について、調整の結果、次のとおり整理することとなり、必要な施設管理規程の変更等を行ったものである。

琵琶湖開発施設	1.137m <sup>3</sup> /s	大阪府水道用水に転用（暫定的措置）
正蓮寺川利水施設	0.333m <sup>3</sup> /s	大阪府水道用水に転用（暫定的措置）
淀川大堰	0.38 m <sup>3</sup> /s	河川維持用水として河川還元

### （2）施設管理規程の変更手続き等

・施設管理規程の変更の認可	平成16年 3月30日
・建設負担金の調整に係る協定書締結	平成16年 3月18日
・補助金適化法に基づく使用目的変更の承認	平成16年 3月24日
・淀川大堰等の管理に関する協定の変更	平成16年 4月 1日

## 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度は、利根中央用水及び琵琶湖開発関連施設に係る用途間転用等、水資源の利用の合理化の実施に当たっての関係機関との調整を実施した。今後ともの確かな情報提供等を実施することにより、中期計画に掲げる関係機関との連携（用途間転用等関係機関との円滑な調整）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

## (9) 説明責任の向上

### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

### (中期計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うとともに、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

### (年度計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うとともに、機構発足に併せて情報公開担当調査役を設置する。また、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

### (年度計画における目標設定の考え方)

水資源機構関係機関を始めエンドユーザーである国民に対し、当機構の業務をより一層理解してもらうため、有効に行えるPRの方法について検討を行うこととした。

### (平成15年度における取組み)

水資源機構業務の効果の分かりやすい説明方法の調査検討等

#### 1. 情報公開担当調査役の設置

広く国民に対し、独立行政法人等の諸活動について説明責任を果たすため、平成14年10月に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)が施行された。当機構は情報公開への対応の強化を図るため、水資源機構発足と同時に専門的スタッフとして、情報公開担当調査役を設置した。

平成15年10月～3月までの実績は19件であり、法を遵守し、的確に審査・決定を行っている。(内訳：開示3件、部分開示15件、不開示1件)

また、広報に関する水資源機構外からの問合せについては、総務部広報課に窓口を一元化して対応している。

#### 2. 水資源機構業務の効果に関する説明

平成15年10～12月にかけて試行的にテレビを用いて水に関する知識や水資源機構事業に関して情報提供を行い、その効果を検証した。併せてその概要を当機構ホームページに掲載した。

テレビ番組は約16万世帯(推計)に視聴いただき、テレビ局のモニターからも「分かり易かった」「身近すぎて知らなかったことを知ることができてうれしい」等、番組を視

聴して参考になった等の意見をいただいた。また、ホームページについても内容の問合せがあった。

表-1 番組放映一覧表

回	放映日	タイトル
第1回	10月7日	「水はめぐる」
第2回	10月14日	「硬い水と軟らかい水」
第3回	10月21日	「身近な水」
第4回	10月28日	「多くの水が輸入されている」
第5回	11月4日	「人と水」
第6回	11月11日	「水は心をいやす」
第7回	11月18日	「湯水への備え」
第8回	11月25日	「洪水への備え」
第9回	12月2日	「水のネットワーク」
第10回	12月9日	「水を守ろう」
第11回	12月16日	「21世紀は水の世紀」
第12回	12月23日	「水資源機構になりました」

〔放映局一覧〕

とちぎテレビ・群馬テレビ・千葉テレビ放送・テレビ神奈川・テレビ埼玉  
東京メトロポリタンテレビジョン



図-1 ホームページへの掲載状況



図-2 テレビ放映状況

**今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成15年度は、水資源機構業務の説明責任を果たすため情報公開担当調査役を設置し、適時的確な情報提供に務めた。また、当機構業務についてより一層の理解をいただくための取組みとして、テレビを用いた情報提供を行った。引き続き説明責任を果たすための情報提供や、客観的に分かりやすい説明方法の調査検討を実施することとしており、中期計画に掲げる説明責任の向上（機構業務の効果の分かりやすい説明方法の調査検討等）については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

## ( 9 ) 説明責任の向上 水管理情報の提供

### ( 中期目標 )

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

### ( 中期計画 )

中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。（再掲）

### ( 年度計画 )

機構が管理する利水及び治水機能を有する6ダム（全20ダムの30%）について、毎日、ホームページを通じた水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）の発信を開始する。（再掲）

2 ( 2 ) 1 ) ホームページを通じた水管理情報の発信(P. 100)の項に合わせて掲載。

## (9) 説明責任の向上

### 財務内容の公開

#### 1) 国民への財務内容の公開

##### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

##### (中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

##### (年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備するとともに、これら閲覧場所等についての情報を発信する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても、平成15年度機構分決算から作成し、積極的に公表する。

##### (年度計画における目標設定の考え方)

当機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

##### (平成15年度における取組み)

###### 国民への財務内容の公開

財務諸表等のホームページへの掲載は、既に実施中であるが、より一層積極的に公開する観点からトップページに財務情報へのリンクボタンを設置した。さらに、財務諸表等の閲覧場所について周知するために、各事務所の所在地一覧のページへリンク設定を行った。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて区分経理することとされている勘定別のほか、施設をその機能により区分する機能別及び施設の効用の及ぶ地域により区分する水系別の3種類のセグメントについて、平成15年度決算より財務諸表において公表することとした。

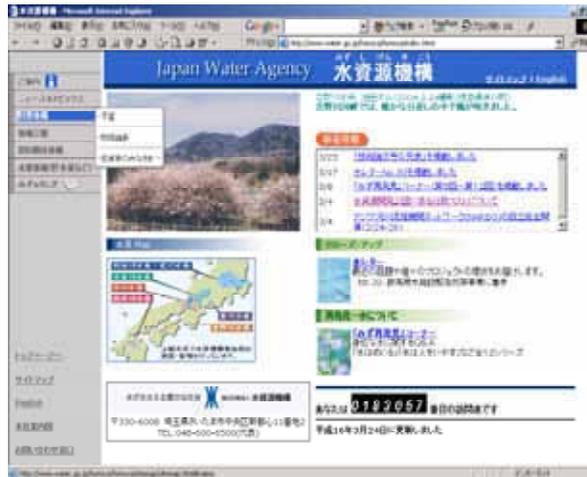


図-1 財務諸表等のホームページ掲載状況その1

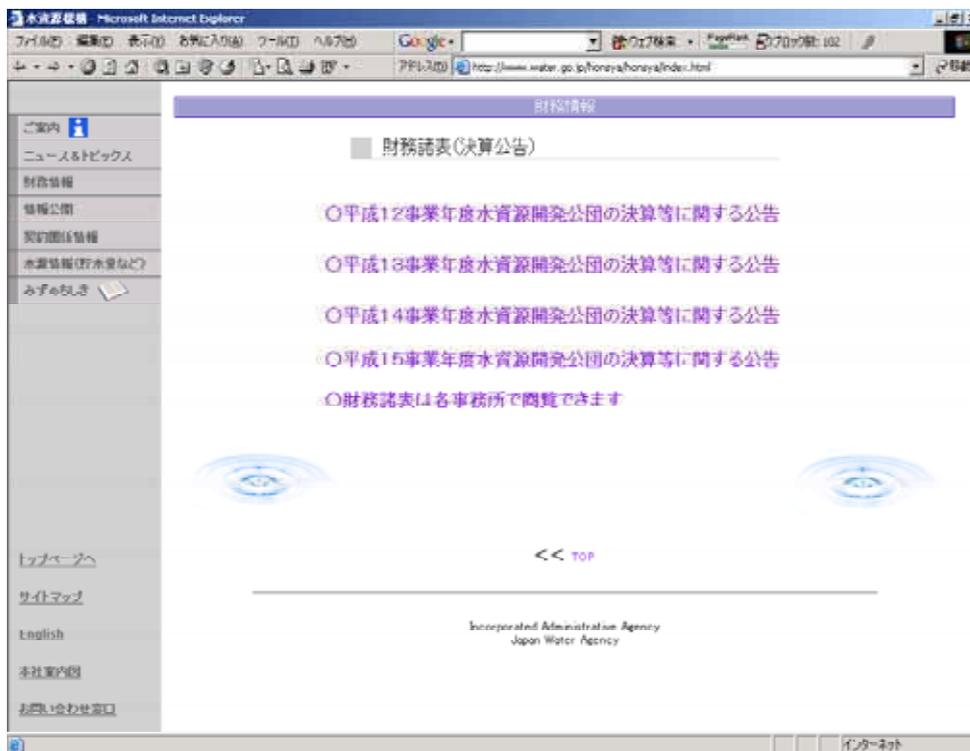


図-2 財務諸表等のホームページ掲載状況その2

**今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成15年度は、財務情報の提供のためホームページの充実等を図った。また、セグメント情報については、平成15年度決算より財務諸表(勘定別、機能別及び水系別)において開示することとしている。これにより、中期計画に掲げる説明責任の向上(国民への財務内容の公開)については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

## (9) 説明責任の向上

### 財務内容の公開

#### 2) 機関投資家への財務内容の公開

##### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

##### (中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の発行に伴い作成する機関投資家への事業報告書(インベスターズ・ガイド)については、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

##### (年度計画)

引き続き業務運営の透明性を確保するため、平成14年度決算を織り込んだ事業報告書(インベスターズ・ガイド)や業務概要等を内容とする説明資料を作成し、機関投資家への決算等説明会を開催するとともに、機構のホームページにも掲載する。

##### (年度計画における目標設定の考え方)

当機構の説明責任の向上のため、機関投資家へ開示情報の充実を図り、積極的に公開をすることとした。

##### (平成15年度における取組み)

###### 機関投資家への財務内容の公開

###### 1. 投資家・アナリスト説明会

平成15年11月26日に投資家・アナリスト向けに説明会を開催し、独立行政法人移行に伴う変更点等を中心に説明を行い、その内容をホームページにも掲載した。

なお、説明会の中で機関投資家より、

- ・ 中期計画及び年度計画の評価結果
- ・ 割賦負担金の決め方及び強制徴収権の範囲

等について活発な質疑がなされた。

###### 2. 事業報告書

平成14年度決算を織り込んだ事業報告書(インベスターズ・ガイド)を投資家等に配布し、ホームページにも掲載した。

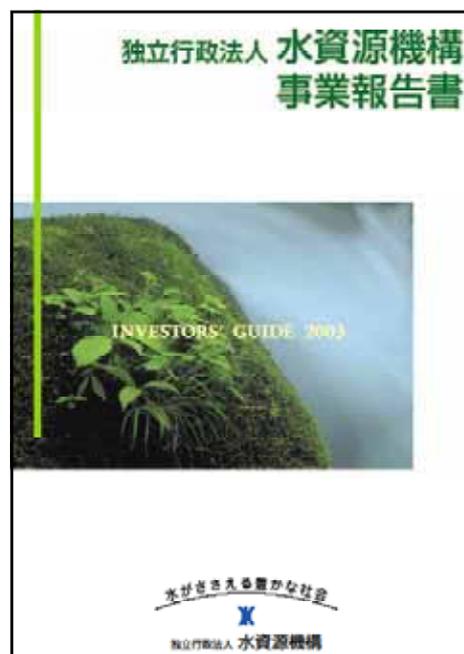


図-1 インベスターズ・ガイド

## 1. ハイライト情報

単位：百万円

	平成10事業年度 平成11年3月	平成11事業年度 平成12年3月	平成12事業年度 平成13年3月	平成13事業年度 平成14年3月	平成14事業年度 平成15年3月
経常収益※1	145,273	155,023	153,932	155,607	153,672
経常利益※2	3,567	4,105	6,035	7,897	9,885
当期利益金	3,567	4,105	6,035	7,897	9,885
資本金※3	2,392	2,392	2,392	2,621	2,621
純資産額※4	39,131	43,236	49,271	57,397	67,283
総資産額	4,545,279	4,625,433	4,680,082	4,779,721	4,759,831
自己資本比率※5	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	1.4%
自己資本利益率※6	9.1%	9.5%	12.3%	13.8%	14.7%
職員数(定員)	1,942人	1,939人	1,933人	1,912人	1,883人

(注) 経常収益には消費税等は含まれていません。

### [経営指標等の説明]

- ※1 経常収益＝管理業務収入＋受託事業収入＋受託業務収入＋引当金戻入  
＋事業資産見返戻入＋業務外収益
- ※2 経常利益＝当期利益金－特別損益
- ※3 資本金＝政府出資金
- ※4 純資産額＝自己資本＝資本金＋利益剰余金
- ※5 自己資本比率＝純資産額／総資産額
- ※6 自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

図-2 インベスターズガイド記載例

### (参考)

水資源機構が発行する財投機関債について、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、「AA(格付投資情報センター)」「AA+(日本格付研究所)」の格付けを取得した。

## 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

投資家からの一層の理解が得られるよう、平成15年度に実施した事業報告書の作成及び説明会を、毎年度継続して行うこととした。これにより、中期計画に掲げた説明責任の向上(機関投資家への財務内容の公開)については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

## (9) 説明責任の向上 ホームページの充実

### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

### (中期計画)

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記及びの情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組みを通じて、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期末での年間アクセス件数を、16万件以上とする。

### (年度計画)

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記及びの情報の発信を行うほか、機構移行に併せてホームページのリニューアルを実施するほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、平成15年度中に、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組を通じて、ホームページの充実を図ることにより、平成15年度のアクセス件数を、22万件以上とする。

### (年度計画における目標設定の考え方)

水資源機構事業についての国民の理解を得ることを念頭に、積極的な情報発信を図ることとし、当機構が持つ技術力のアピールを行うこととした。

アクセス件数については、ホームページが近年普及し、その特性には経験的な所見は未だないが、テーマパークにおいてリピーターの確保に苦慮している傾向が類似していることを勘案し、前年度実績を基に試みとして年間22万件以上を算出した。

### (平成15年度における取組み)

#### ホームページの充実

水資源機構移行時にホームページのリニューアルとしてトップページに季節ごとの写真や新着情報を掲載するなどして閲覧者を飽きさせない工夫や、閲覧者がホームページで検索し易いようサイトの構成の見直しを行ったほか、本社英語版ホームページの作成を実施するとともに、NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク)のホームページともリンクして、広く地球規模の閲覧者獲得を可能にした。

ホームページの更新については、更新のチェックが簡単にできるよう更新シートを作成して各担当者の更新漏れを防ぐようにする一方、複数の職員が更新作業を行うことができ

るように体制を整え、5日以内の内容更新に努めた。その結果、事案の発生に応じ、適宜更新を実施できた。

当機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等については、本年3月末にその一覧表を掲載した。

ホームページのアクセス件数は、平成15年度目標値の22万件に対し、約35万7千件であった。これは、平成15年度には、独立行政法人への移行、戸倉ダムの中止決定、徳山ダムの事業費変更等があり、アクセス件数が増加したと考えられるが、これらは水資源機構業務への関心の高さの表れであると判断される。

また、ホームページ上では、事業の役割・効果を啓発するなど、情報提供ばかりでなく、事業への理解を得る取組みも実施した。その結果「ヤフーきっず」等のリンク先の増加が見られた。



図-1 水資源機構ホームページ

## 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

水資源機構移行に併せて、ホームページのリニューアルや英語版の作成等、魅力あるページ作りに取り組んだ。平成15年度の取組みの実績を踏まえ、今後とも積極的な情報発信に努めることにより、中期計画に掲げる説明責任の向上（ホームページの充実）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

## (9) 説明責任の向上 パンフレットの作成等

### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

### (中期計画)

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、設置依頼箇所（平成15年4月現在 128箇所）を、10%増加させる。

### (年度計画)

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、機構発足に併せて全面的なリニューアルを行い、内容の充実を図るとともに、設置依頼箇所（平成14年度実績 128箇所）を、平成15年度末において2%（3箇所）増加させる。

### (年度計画における目標設定の考え方)

パンフレット等の更新・作成については、必要に応じ、順次実施していくこととした。

また、水資源機構移住の機会をとらえて広報誌の全面的なリニューアルや内容の充実を行うこととし、設置依頼箇所数については、平成19年度までの4.5カ年で10%の設置箇所数増加を目指すことから、各年度2%ずつを割り振り、目標を設定することとした。

### (平成15年度における取組み)

パンフレットの作成等

必要に応じて順次パンフレットの更新・作成を進めた。

広報誌の内容の充実として、広報誌「水とともに」の誌名や表紙デザインの変更、利水者のみならず一般読者を意識した新企画の立上げを行うなど誌面のリニューアルを実施したほか、水資源開発公団40年史の発刊及び当機構プロモーションビデオ（日本語版及び英語版）の作成を実施した。

また、広報誌の新規設置依頼箇所2%（3箇所）増加も達成した。

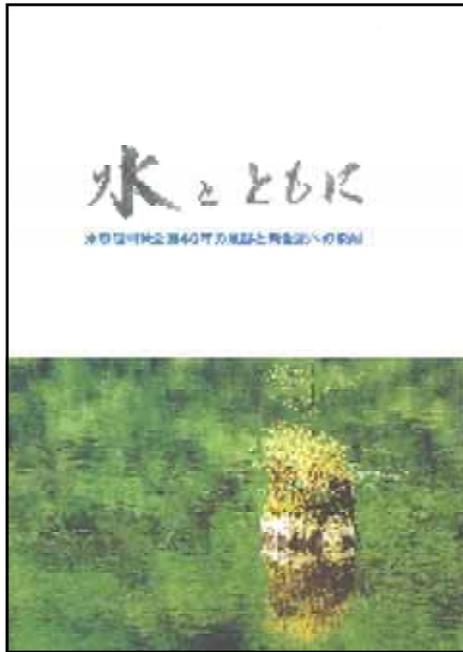


図-1 水資源開発公団40年史

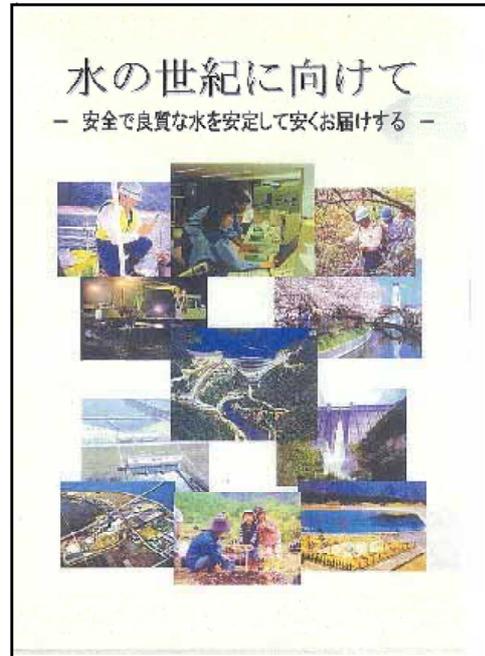


図-2 水資源機構プロモーションビデオ

なお、平成15年8月に視覚障害者の団体が奈良俣ダム施設を見学された際、視覚障害を理由に案内が的確になされず施設見学が十分にできなかつたとのこと叱責を受けた。当機構としては、以後どなたでも施設見学をしていただけるよう、職員や説明者等の接遇の研修等を実施し、意識改革を行った。また、長良川河口堰では、点字の施設説明パンフレットを作成し、視覚障害者の方にも十分に施設見学をしていただける環境作りに取り組んだ。

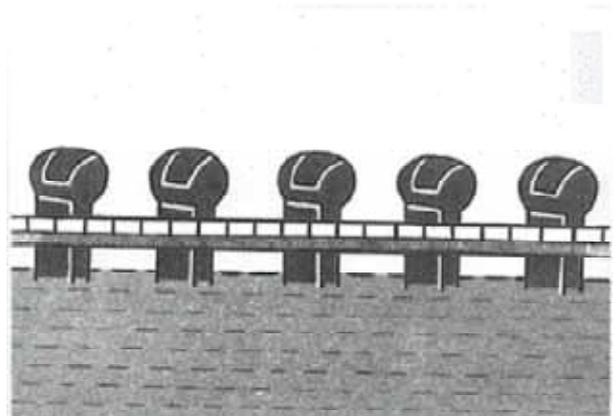


図-3 長良川河口堰を形取った点字パンフレット

## 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

水資源機構移行に併せて、パンフレット等の更新・作成を進め、広報誌や40年史等の作成、広報誌の設置依頼に取り組んだ。平成15年度に引き続き、魅力的な誌面作りに努めるとともに、今後とも積極的に広報誌の設置依頼に取り組むことにより、中期計画に掲げる説明責任の向上(パンフレットの作成等)については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

## (9) 説明責任の向上

### 「水の日」及び「水の週間」への取組み

#### (中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

#### (中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施することにより、毎年度4万人以上の来場者数を確保する。

#### (年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」については、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施したところであり、4万人以上の来場者数を確保した。

### 今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度以降も引き続き実施する。

**( 9 ) 説明責任の向上  
広報活動の質の向上**

**( 中期目標 )**

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

**( 中期計画 )**

広報活動の質の向上を図るため、年間を通じて各施設等において実施された広報活動について、毎年度、コンテスト等を実施する。

**( 年度計画 )**

広報活動の質の向上を図るため、平成14年度を通じて各施設等において実施された広報活動については、5月にコンテストを実施した。

**今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由**

平成16年度以降も引き続き実施する。